

習志野市災害廃棄物処理計画（概要版）

1. 災害廃棄物

災害に伴って発生する廃棄物のことで、被災した建物(がれき)や家具類を指す。
その性状は産業廃棄物に類似しているが、多くは一般廃棄物であり、市町村がその処理責任を有する。

【災害廃棄物の種類と特徴】

項目	発生状況	廃棄物の特徴
震災 廃棄物	突発的かつ大量に発生する。 発災後3か月程度は片付けごみ、それ以降は損壊家屋等の撤去等に伴う廃棄物の二段階で排出が行われる。	損壊家屋等の撤去等に伴う廃棄物や家財等である。 撤去後の作業の管理により分別が期待できる。 コンクリートがら、木くずが多い。
水害 廃棄物	突発的かつ大量に発生する。 水が引いたあと一斉に片付けごみが家屋前の路地等に排出される。	床上・床下浸水により被災した家財等が多い。 発生現場での分別は困難。流入した土砂が多く付着し、水分を多く含み、腐敗しやすい。
風害 廃棄物	突発的に発生する。 破損した屋外物が飛散・落下して発生する。 屋根の破損等で、屋内の家具等が雨に濡れて廃棄物となったものも含む。	発生量は震災や水害に比べて少なく、所有者不明の屋根・外壁・看板や街路樹等である。 雨に濡れた廃棄物は、水害廃棄物に類似している。

2. 計画の目的

大規模地震等の災害による廃棄物は、多量のがれきや被災した家具等のほか、避難所等からのごみ・し尿が発生することに加えて、交通の途絶に伴い通常的生活ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難であることから事前に十分な対策を講じておく必要がある。

このことから、習志野市地域防災計画を補完して、災害廃棄物処理の対応について、その方針を示すとともに、本市における平常時の災害予防対策と発災後の具体的な業務内容を示すことにより、適正かつ円滑な処理を目指して策定するものである。



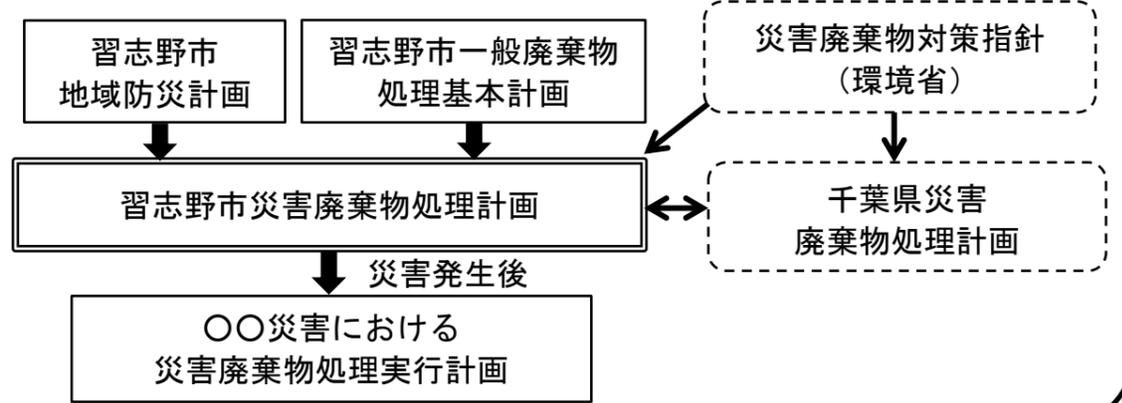
3. 計画が対象とする災害

計画は主として大規模地震を想定しているが、風水害等、他の災害廃棄物の処理にも準用する。
なお、本計画を適用する災害の規模については、習志野市災害対策本部の立ち上げや、環境省が所管する「災害等廃棄物処理事業費補助金」の支給要件※等を基準として、個別の災害ごとに判断する。

- ※
- 降雨: 最大24時間雨量が80mm 以上によるもの
 - 暴風: 最大風速(10分間の平均風速) 15m/sec 以上のもの
 - 高潮: 最大風速15m/sec 以上の暴風によるもの 等

4. 計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて策定するものであり、習志野市地域防災計画を補完する役割を果たす。



5. 災害廃棄物発生量等の推計

本計画では、地域防災計画において想定している「習志野市直下の地震(M 7.3)」の被害想定を使用しており、それに基づく災害廃棄物の発生量は次のとおりである。

(1) 災害廃棄物(がれき等)

区分	発生量(t)
可燃物系	290,580.5
不燃物系	2,308,305.5
合計	2,598,886

⇒ 【仮置場の必要面積】
188,327㎡

(2) 生活ごみ

基本的には平常時※とほぼ同程度であるが、使い捨ての容器等により一時的な増加が見込まれる。

※平成29年度の生活ごみ量:
102.9t(1日あたり)

(3) 避難所ごみ

	避難所人口(人)	避難所ごみ(t/日)
発災1日後	72,888	42.2
発災3日後	42,854	24.9
発災1ヶ月後	29,982	17.4

(4) し尿

	仮設トイレ必要人数	必要設置数	収集必要量
発災直後	105,039人	1,751基	176kℓ
発災1ヶ月後	18,146人	303基	32kℓ

※風水害については、地域防災計画改定により、具体的な被害想定が出され次第、本計画にも新たに記載する。

6. 各種廃棄物処理の基本方針

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

- ① 災害時であってもできる限り分別・選別を行い、**減量化と資源化を図る。**
- ② 災害廃棄物が復旧・復興の妨げとならないよう、**3年以内の処理を目指す。**
- ③ がれき等を一時的に保管する**仮置場は、市内の公有地から選定**することを原則とする。
- ④ 被災家屋等の**解体・撤去については、自己処理を原則**とするが、状況によっては国庫補助を受けて市の事業として実施する。
- ⑤ **片付けごみが道路の通行上の妨げとならないよう**、収集体制について検討する。

(2) 生活ごみ処理の基本方針

- ① **収集体制は通常と同様**とするが、状況によっては収集頻度や経路の変更をする。
- ② 収集能力が不足する場合には、**民間事業者や他市町村に支援を要請**する。
- ③ 生活環境の保全のため、**収集処理体制の早期構築**に努める。
- ④ **粗大ごみの収集は一時的に中止**することも検討する。
- ⑤ 処理施設が損壊した場合には、**他市町村へ応援要請等**を行う。

(3) 避難所ごみ処理の基本方針

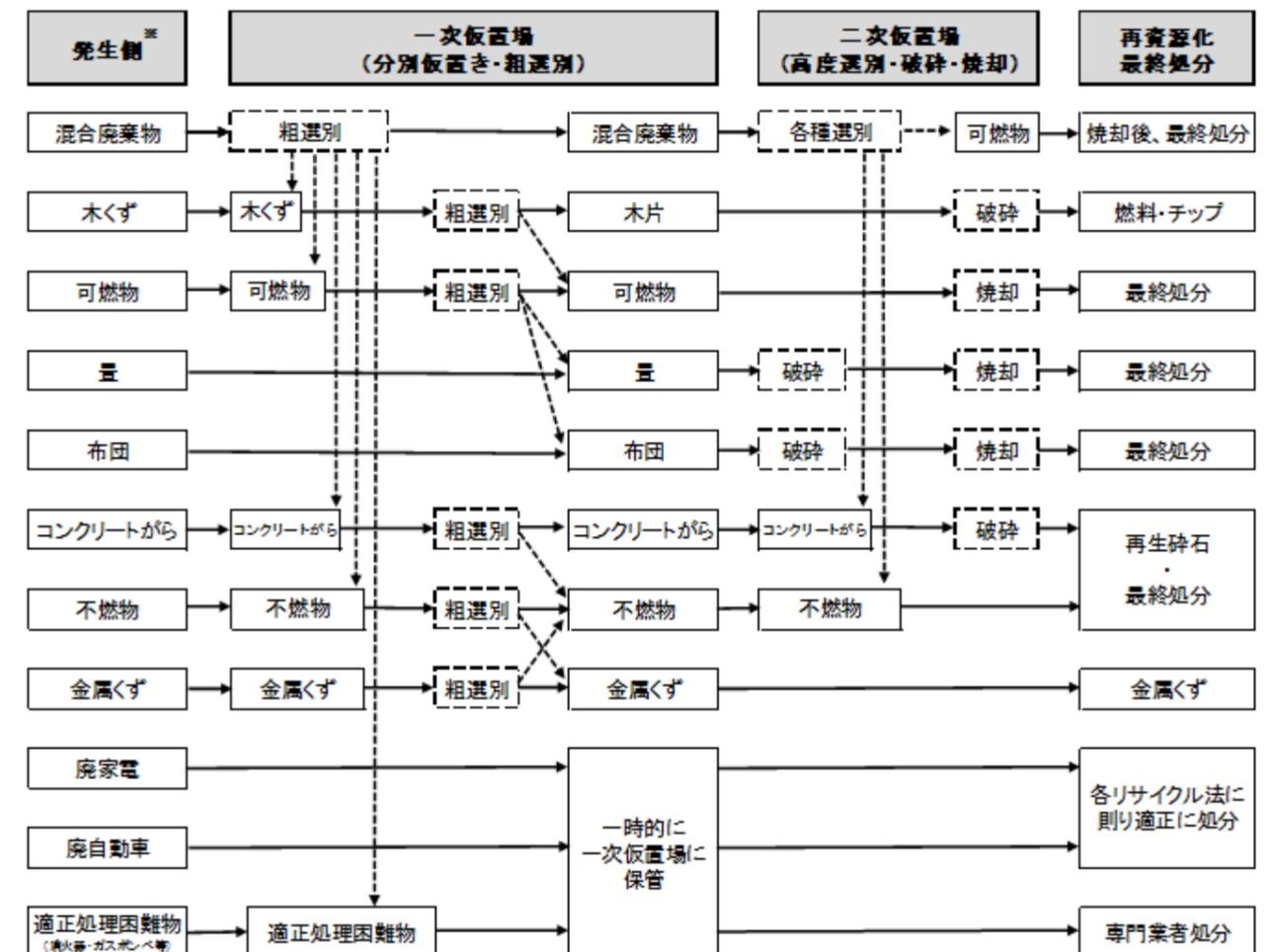
- ① 避難所から多くのごみが発生することから、**通常的生活ごみと別に対応**する。
- ② 避難所の衛生の保持のため、**適切な分別・排出について周知**を図る。
- ③ 発災直後から多くのごみの発生が予想されることから、**収集体制の早期構築**に努める。

(4) し尿処理の基本方針

- ① 仮設トイレ等、多量のし尿の発生が想定されるため、**速やかに収集・処理体制を構築**する。
- ② 収集能力が不足する場合、**協定に基づいて民間事業者や他市町村に支援を要請**する。
- ③ 通常の委託による処理が困難な場合、**近隣市町村の施設の活用やマンホール投入等**により対応する。
- ④ 仮設トイレは避難所や公園等に設置し、不足する場合には**協定に基づく追加調達**を行う。



【災害廃棄物の分別及び処理フロー】



※可燃物や畳など、焼却処分と記載している品目についても、RPF燃料等、可能な限り再資源化されるよう努める。また、災害の様相によっては、不燃物から屋根瓦やスレートの分別を行うなど、更なる分別の細分化についても検討する。

7. 計画策定までの経緯

- 令和元年5月27日
第1回 習志野市災害廃棄物処理計画策定に係る庁内検討委員会
- 令和元年5月31日～6月12日
計画(素案)に対する庁内意見照会⇒合計66件の意見等
- 令和元年6月25日
第2回 習志野市災害廃棄物処理計画策定に係る庁内検討委員会
- 令和元年8月28日
習志野市環境審議会で報告事項として説明
- 令和2年1月14日
庁議において審議のうえ、承認
- 令和2年2月10日
習志野市防災会議において報告事項として説明